

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会運営要綱

(目的)

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」という）規約第18条に規定する理事会の運営に必要な事項を取り決めるものとする。

(議決)

第2条 協議会規約第18条で定めた議決方法以外に別に定める細則により、メーリングリストでの議決を可能とする。

(理事会の議決事項)

第3条 協議会規約第19条で定めた議決事項以外に本協議会の運営に必要と思われる事項について、議決することができる。

(補足)

第4条 この要綱に定めるもののほか、理事会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附則

この要綱は、平成21年5月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年12月19日から施行する。